協定
第１　定義
１　一般協定債権
特別清算手続開始決定日における清算株式会社の各債権者の債権のうち、公租公課（金額の詳細は別紙１記載のとおり。以下同じ。）以外のもの（以下一般協定債権の金額を「一般協定債権額」という。金額の詳細は別紙１記載のとおり。）
２　弁済原資
特別清算手続開始決定日における清算株式会社の現預金の合計金額から公租公課の合計金額を控除した金額
３　弁済率
一般協定債権額の合計金額に対する弁済原資の割合（弁済原資を一般協定債権額の合計金額で除して得られる数字。但し、小数点は第11桁までとする。）
４　弁済額
一般協定債権額に弁済率を乗じて得られる金額
第２　弁済及び免除
清算株式会社は、以下の順序及び方法に従い、一般協定債権者に対する弁済を実施する。
１　一般協定債権者に対する弁済
清算株式会社は、本協定の認可決定確定日から１か月以内に、一般協定債権者に対し、一般協定債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により弁済額を弁済する。ただし、協定の認可決定確定日から２週間以内に一般協定債権者から銀行口座の指定がなされなかった場合、清算株式会社は、当該一般協定債権者に対する弁済額を東京法務局に供託する。
２　一般協定債権の免除
一般協定債権者は、前項に定める弁済を受けたときは、清算会社に対し、一般協定債権額及び未払利息・遅延損害金から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　公租公課の支払
清算株式会社は、別紙１の記載内容に従い、公租公課を支払う。
４　追加弁済
⑴　清算株式会社は、第３項の弁済が完了した後なお残余財産が存するときは、当該弁済完了から１か月以内に、その残余財産をもって一般協定債権額に応じて按分弁済する。
⑵　清算株式会社は、第１項の弁済後に新たな財産を発見したときは、これを速やかに換価し、換価代金から換価のために要した費用を控除し、一般協定債権額に応じて按分弁済する。
⑶　上記⑴ないし⑵の場合においては、一般協定債権者が第２項により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。なお、具体的な弁済の方法は、第１項の方法に従う。
（別紙省略）

以上
東京地方裁判所民事第８部

平成２８年（ヒ）第３００２号
大阪市天王寺区生玉前町１番18号405
清算株式会社　株式会社徳九商事
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　通則
１　用語の定義
⑴　共益的債権
清算会社の解散日（同日を含む。）以降の原因によって生じた債権で、清算会社が清算結了するまでに要する共益目的の費用をいう。
⑵　優先債権
清算会社に対して、国税徴収法またはその例により徴収することのできる債権及び一般の先取特権その他一般の優先権がある債権をいう。
⑶　解散日
清算会社の解散日である平成27年12月20日をいう。
⑷　換価終了日
清算会社が有する全ての資産を換価（放棄を含む。）した日をいう。
⑸　本件預金残高合計額
本協定の認可決定日において、同日時点で換価済みの資産総額から発生済み及び発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除した残額で、口座種別を問わず、株式会社徳島銀行内に開設され、清算会社名義にて預け入れられた預金残高の合計額をいう。
⑹　本件弁済金
第２、２⑵に定める弁済金をいう。
⑺　追加弁済金
第４、１に定める弁済金をいう。
２　弁済に関する通則的事項
本協定案に定める弁済は、原則として、清算会社が協定債権者から指定を受けた銀行口座宛に振り込む方法により支払う。この場合、振込手数料は清算会社の負担とする。なお、協定債権者が弁済期日の前日までに銀行口座の指定をしないときは、清算人代理弁護士の所属する弁護士法人京阪藤和法律事務所大阪事務所（大阪市中央区北浜３丁目２番12号北浜永和ビル５階）においてこれを行うものとし、この弁済を受けるに要する交通費等の諸費用は協定債権者の負担とする。
３　換価の期限
清算会社は、平成28年２月29日時点で換価未了であり、今後換価作業を要する資産を、本協定の認可決定の確定日から１か月以内に換価するよう努める。
４　本協定の効力発生の時期
本協定は、本協定の認可決定の確定により効力を生ずる。
第２　協定債権の取扱い
１　協定債権の概要
協定債権の額及び協定債権者の数は次のとおりである。
①協定債権の額
債権総額　６億6090万9054円及び額未定
内訳　元本　６億4947万4917円
解散日までの利息及び損害金　1143万4137円
解散日の翌日以後の損害金　額未定
②協定債権者の数　１名
２　協定債権者への弁済
清算会社は、協定債権につき、以下のとおり弁済する。
⑴　弁済日
換価終了日または本協定の認可決定が確定した日の、いずれか遅い日の属する月の翌月末日限り
⑵　弁済金額
換価終了日の資産総額から弁済日において発生済み及び発生が見込まれる共益的債権及び優先債権を控除した残額の全て
第３　債務免除
１　協定債権者は、本協定の認可決定日をもって、元本債権の内、本件預金残高合計額を控除した残額、利息及び損害金並びにその他一切の債権について免除する。
２　上記第２、２に定める弁済の実施にあたり、本件弁済金の額が本件預金残高合計額を超えるときは、協定債権者は、本件弁済金の受領時にその超過額の範囲で前項に定める免除を撤回する。本件弁済金の額が本件預金残高合計額を下回るときは、協定債権者は、本件弁済金の受領時にその下回った額の範囲で前項に定める免除に追加して免除する。
第４　新たな財産が発見された場合
１　換価終了日の翌日以降に新たな清算会社所有の財産が発見された場合は、清算会社は速やかにこれを換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、弁済日の前日までに換価が完了したときは弁済日に協定債権者に対して弁済し、弁済日以降に換価が完了したときはその換価が完了した日から１か月以内に協定債権者に対して弁済する。
２　追加弁済金の弁済がなされたときは、追加弁済金の弁済日をもって、追加弁済金の額の範囲で、協定債権者は第３に定める免除を撤回する。
大阪地方裁判所第６民事部

更生手続終結

平成６年（ミ）第１号
東京都八王子市元横山町１丁目12番５号
更生会社　株式会社電設
管財人　河野　玄逸
１　決定年月日　平成28年３月30日
２　主文　本件更生手続を終結する。
３　理由の要旨　更生計画が遂行された。
東京地方裁判所立川支部民事第４部